

兵庫県市町交通災害共済組合

平成 26 年度以降事故分（共済掛金 500 円）

等級	災 害 の 程 度	見舞金額
1	死 亡	1 0 0 万円
2	医師の治療を要する傷害で、入院治療 1 5 1 日 以上の場合	2 0 万円
3	医師の治療を要する傷害で、治療実日数 1 2 1 日以上、内入院治療 6 1 日以上の場合	1 2 万円
4	医師の治療を要する傷害で、治療実日数 9 1 日 以上の場合	1 0 万円
5	医師の治療を要する傷害で、治療実日数 6 1 日 以上の場合	8 万円
6	医師の治療を要する傷害で、治療実日数 3 1 日 以上の場合	6 万円
7	医師の治療を要する傷害で、治療実日数 7 日以 上の場合	5 万円
8	医師の治療を要する傷害で、治療実日数 3 日以 上の場合	4 万円

備考

- 1 災害の程度は、事故日から 1 年以内のものとする。
- 2 ギプス固定中の日数は、入院日数に換算する。
- 3 自動車安全運転センター所長の交通事故証明書が得られない場合  
の見舞金は 5 等級を限度とする。ただし、死亡の場合は 2 等級を支給  
する。